

こども誰でも通園制度に係る  
十日町市こども計画代用計画の策定について

こども誰でも通園制度の実施に伴い、十日町市こども計画に「教育・保育を一体的に提供する体制」を記載することが求められたため、このたび、代用計画を策定するものです。記載する内容は、国が示す様式を参考にします。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

十日町市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

乳児等通園支援事業における教育・保育の一体的提供

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。
- 認定こども園等における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。